

令和8年第8回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和8年5月20日（水） 午前10時00分～

早良区役所2階 中会議室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|------------------------|---------|
| 議案第38号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P. 1 |
| 議案第39号 | 在外選挙人名簿に登録する者について | ・・・P. 3 |
| 議案第40号 | 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について | ・・・P. 5 |
| 議案第41号 | 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について | ・・・P. 9 |

2 そ の 他

- | | |
|---------------------------|----------|
| 今後の委員会開催予定について | ・・・P. 10 |
| 令和8年度 市・区選挙管理委員会研修会について | ・・・P. 10 |
| 福岡市早良区明るい選挙推進協議会委員の推薦について | ・・・P. 10 |
| 福岡市長選挙の選挙期日について | ・・・P. 10 |

議案第38号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年5月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 443 人 |
| | 内訳 死亡者 | 157 人 |
| | 市外転出者 | 286 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和8年5月20日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和8年4月1日から令和8年4月30日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和7年12月1日から令和7年12月31日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	83	74	157
市外転出	148	138	286
合計	231	212	443

議案第39号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和8年5月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 登録する者の数 | 1人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙1のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和8年5月20日 |

(議案の根拠)

・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	前回 (R8.4.20現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R8.5.20)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	52	1	0	0	1	53
女	88	0	0	0	0	88
計	140	1	0	0	1	141

議案第40号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における早良区選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）を次のように告示により公表する。

令和8年5月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

閲覧の年月日	申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和7年4月22日	読売新聞東京本社 編集局 世論調査部長 杉田 義文 東京都千代田区大手町一丁目7番1号	全国の有権者を対象に実施する世論調査の対象者抽出	原第二投票区の45人
令和7年5月23日	中山 郁美	政治活動	弥生一丁目及び二丁目、藤崎一丁目及び二丁目、高取一丁目及び二丁目、昭代一丁目から三丁目まで、祖原、百道一丁目から三丁目まで、百道浜一丁目から三丁目まで、室見一丁目から五丁目まで並びに西新五丁目
令和7年5月26日 令和7年5月27日 令和7年5月29日 令和7年6月24日 令和7年6月25日	魚住 泰代	政治活動	西新三丁目から六丁目まで、城西二丁目及び三丁目、曙一丁目、昭代二丁目、祖原、百道浜三丁目及び四丁目、百道一丁目及び三丁目、室見一丁目及び三丁目、弥生一丁目、原二丁目及び五丁目、荒江二丁目及び三

			丁目、原団地、南庄三丁目及び四丁目、小田部七丁目、次郎丸一丁目及び六丁目、飯倉三丁目及び四丁目、千隈五丁目、星の原団地、野芥一丁目、四箇二丁目、重留二丁目、脇山二丁目、内野三丁目並びに大字曲渕
令和7年6月18日	株式会社 サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林 雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	福岡県民ニーズ調査の対象者抽出	百道浜三丁目、曙一丁目、高取二丁目、原四丁目、千隈五丁目、次郎丸三丁目及び重留三丁目の70人
令和7年6月30日 令和7年7月1日	日本保守党福岡支部 支部長 森 健太郎 福岡市中央区赤坂一丁目13番7-903号	政治活動	早良投票区、脇山投票区、内野投票区及び石釜投票区
令和7年8月20日	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 東京都荒川区西日暮里二丁目40番10号	経済や政治、社会問題などに関する有権者の意識調査の対象者抽出	飯倉八丁目の15人
令和7年9月25日	一般社団法人 共同通信社 社長 沢井 俊光 東京都港区東新橋一丁目7番1号	日本世論調査・共同通信社世論調査の対象者抽出	高取第二投票区及び有田第二投票区
令和8年1月22日	岩本壮一郎後援会 代表者 岩本 壮一郎 福岡市早良区百道浜三丁目9番33-1101号	政治活動	百道浜投票区、野芥第三投票区、脇山投票区
令和8年3月3日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座五丁目15番8号	時事世論調査の対象者抽出	有田五丁目及び六丁目の108人
令和8年3月12日 令和8年3月13日	岩本壮一郎後援会 代表者 岩本 壮一郎 福岡市早良区百道浜三丁目9番33-1101号	政治活動	百道浜投票区、野芥第一投票区、野芥第二投票区、野芥第三投票区及び脇山投票区

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項による。

(登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

公職選挙法第28条の2 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日後5日に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、その活動に必要な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。この項前段に規定する期間(第二十四条第一項各号に定める期間又は期日に限る。)においても、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、選挙人から当該申出があつた場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした選挙人に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認	選挙人	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした選挙人
政治活動(選挙運動を含む。)	公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。)	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした公職の候補者等又は当該公職の候補者等が指定する者
	政党その他の政治団体	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした政党その他の政治団体の役員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するもの

(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

公職選挙法第28条の3 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項に定めるもののほか、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、同項前段に規定する期間を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に、当該調査研究を実施するために必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

- (1) 申出者が国又は地方公共団体(以下この条及び次条において「国等」という。)の機関である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした国等の機関の職員で、当該国等の機関が指定するもの
- (2) 申出者が法人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした法人の役員又は構成員(他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役員又は構成員を含む。)で、当該法人が指定するもの
- (3) 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした個人又はその指定する者

(参考)

(選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等)

公職選挙法第28条の4第7項

7 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも1回、第28条の2第1項及び前条第1項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧(総務省令で定めるものを除く。)の状況について、申出者の氏名(申出者が国等の機関である場合にあつてはその名称、申出者が法人である場合にあつてはその名称及び代表者又は管理人の氏名)及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

(選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表)

公職選挙法施行規則第3条の4 法第28条の4第7項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

2 法第28条の4第7項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 閲覧の年月日
- (2) 閲覧に係る選挙人の範囲
- (3) 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地

議案第41号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）はなく、その旨を告示により公表する。

令和8年5月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項、第28条の3第1項及び同法施行規則第3条の4第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の抄本の閲覧等)

公職選挙法第30条の12 第28条の2から第28条の4までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。この場合において、第28条の2第1項中「第24条第1項各号に定める」とあるのは、「第30条の8第1項各号に掲げる」と読み替えるものとする。

そ の 他

○ 今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第9回	定例	6月1日(月)	午前9時40分	早良区役所 中会議室
第10回	定例	6月30日(火)	午前10時	早良区役所 中会議室
第11回	定例	7月17日(金)	午前10時	早良区役所 中会議室
第12回	定例	8月20日(木)	午前10時	早良区役所 中会議室
第13回	定例	9月1日(火)	午前10時	早良区役所 中会議室
第14回	定例	9月18日(金)	午前10時	早良区役所 中会議室
第15回	定例	10月20日(火)	午前10時	早良区役所 中会議室

○ 令和8年度 市・区選挙管理委員会研修会について

別紙2のとおり

○ 福岡市早良区明るい選挙推進協議会委員の推薦について

別紙3のとおり

○ 福岡市長選挙の選挙期日について

選挙期日の告示日 令和8年11月1日(日)

選挙期日(投票日) 令和8年11月15日(日)